

4月から

児童館と社会教育会館(東・西)は「多世代交流センター」に変わります

貸出施設の予約方法のご案内

問東社会教育会館☎46-0408、西社会教育会館☎32-8765

児童館と社会教育会館に若者支援の機能を新たに加え、あらゆる世代の市民が利用し交流できる施設にするため、4月1日(土)から、東児童館・東社会教育会館は「東多世代交流センター」に、西児童館・西社会教育会館は「西多世代交流センター」になります。これに伴い、4月利用分以降の各館の貸出施設の予約方法が変わります。従来の利用団体も新たに登録手続きが必要ですのでご注意ください。

貸出施設		貸出区分	
●東多世代交流センター			
施設(各1室)	利用定員	区分	貸出時間
学習室	25人	午前	午前9時30分～正午
会議室	30人	午後1	午後1時～3時
談話室兼保育室	15人	午後2	午後4時～6時30分
		夜間	午後7時～9時30分
●西多世代交流センター			
施設(各1室)	利用定員		
学習室	40人		
集会室	30人		
視聴覚室兼保育室	20人		

4月分以降の施設の予約方法

利用希望月の3カ月前から、施設予約の抽選の申し込みを受け付けます。抽選の申込期間中に予約が無かった施設は、希望月の2カ月前から先着制の申し込みで予約ができます。

◇受付期間

- ・抽選の申し込み＝利用希望月の3カ月前の1日～10日
- ・先着制の申し込み＝利用希望月の2カ月前～利用日当日

◇申込方法

「三鷹市生涯学習施設等予約システム」[HP](http://www.yoyaku.mitaka.site)<http://www.yoyaku.mitaka.site>から申し込む(各館に設置の利用者端末からも申し込み可)。

◆4月分以降の施設予約には新たに団体登録が必要です

申申請書(各館で配布)、代表者の本人確認書類(保険証・運転免許証など)を各館へ

※5月分の抽選の申し込みと4月分の先着制の申し込み(いずれも2月1日(水)から)を希望する団体は、1月中に登録手続きを完了してください。

通学路に防犯カメラを設置します

問学務課☎内線3232

市教育委員会では、学校と地域などが連携して行う通学路の見守り活動をさらに充実し、児童・生徒の安全確保の強化を図るため、関係団体のみなさんと協議のうえ、一小・六小・井口小・東台小の通学路に各5台、地域特性を踏まえ七中の通学路に3台の防犯カメラを設置します。

設置日 2月下旬～3月上旬(予定)

設置場所

一小 牟礼7-6、新川2-13、新川3-17、新川3-21、新川6-17

六小 下連雀6-4、下連雀6-7、下連雀7-5、下連雀8-1、下連雀8-5

井口小 井口1-22、井口3-18、井口4-4、井口5-3、深大寺1-7

東台小 中原1-26、中原2-7、中原2-16、中原4-5、中原4-26

七中 大沢2-10(2カ所)、大沢2-18

※くわしい設置場所は市ホームページでご確認ください。

都の補助金を活用し、通学路への防犯カメラの設置を進めています

これまでに、三小・五小・大沢台小・北野小・羽沢小の通学路に設置しました。平成30年度までに全市立小学校への設置を完了する予定です。

1月26日は「文化財防火デー」

井の頭弁財天や山本有三記念館、大沢の里水車経営農家など、市内には歴史を語る貴重な文化財が保存されています。火災や地震などの災害から、これらの文化財を地域全体で守るため、日ごろからの防災対策にご協力ください。

消防演習を行います

日1月26日(休)午前10時から

所山本有三記念館

申当日会場へ

問三鷹消防署☎47-0119

育てよう 歴史を守る 防火の心



平成29年度三鷹消防少年団 新入団員募集

「みたか消防体験ツアー」に参加してみませんか

新入団員の募集に伴い、ロープや消火器の使い方、はしご車の搭乗体験など、消防少年団の活動を紹介する体験ツアーを開催します。

日2月12日(日)午前10時～正午

人市内在住で4月から小学3・4年生になるお子さん

所三鷹消防署(新川6-28-14)

申問2月3日(金)までに同署☎47-0119へ



前回の様子

高額医療・高額介護合算療養費を支給します

医療保険(国民健康保険、後期高齢者医療制度、被用者保険など)と介護保険の両方を利用する世帯の負担軽減のため、それぞれの自己負担額の合計が限度額を超えた方に、申請により超過した分を支給します。

支給要件

医療保険上の世帯単位で、毎年8月1日～翌年7月31日(今年度は平成27年8月1日～28年7月31日)の医療保険と介護保険の自己負担額(※1)を合算した額が、下表の限度額を超えた場合、その超えた額を医療保険と介護保険からそれぞれの比率に応じて支給します(超えた額が500円以下の場合は対象になりません)。

◆70歳以上75歳未満の方または後期高齢者医療制度加入者

所得区分	限度額
現役並み所得者(※2)	67万円
一般(※3)	56万円
低所得者2(※4)	31万円
低所得者1(※5)	19万円

◆70歳未満の方

所得区分	限度額
旧ただし書き所得(※6) 901万円超	212万円
旧ただし書き所得 600万円～901万円以下	141万円
旧ただし書き所得 210万円～600万円以下	67万円
旧ただし書き所得 210万円以下	60万円
住民税非課税世帯	34万円

※1 高額療養費や高額介護(介護予防)サービス費の支給額を除く自己負担額が対象です。

※2 医療保険が3割負担の方。

※3 ほかのどの区分にも該当しない世帯。

※4 世帯全員(国保未加入者の世帯主を含む)が住民税非課税で、低所得者1に該当しない世帯。

※5 世帯全員(国保未加入者の世帯主を含む)が住民税非課税で、世帯員それぞれの所得が0円の世帯(年金収入のみの方は、受給額80万円以下)。ただし、低所得者1の世帯で介護(介護予防)サービス利用者が複数いる場合、医療保険からの支給は上記の限度額(19万円)で、介護保険からの支給は低所得者2の限度額(31万円)で計算します。

※6 旧ただし書き所得とは、前年の総所得金額、山林所得金額、株式・長期(短期)譲渡所得金額などの金額から、基礎控除額33万円を控除した額です(雑損失の繰越控除額は控除しません)。

申請方法

28年7月31日(基準日)時点で加入していた医療保険者に申請してください。

①三鷹市国民健康保険に加入の方

市から2月中に該当世帯へ案内を送付します。

②後期高齢者医療制度に加入の方

東京都後期高齢者医療広域連合が2月中に該当世帯へ案内を送付します。

申

いずれも申請書を直接または郵送で①「〒181-8555保険課国保給付係」(市役所1階9番窓口)、②「〒181-8555保険課高齢者医療係」(市役所1階10番窓口)へ

問

同課①☎内線2386、②☎内線2384

①②以外で、職場の医療保険などに加入の方

加入している医療保険者にお問い合わせください。なお、各医療保険者への申請には、三鷹市介護保険の「自己負担額証明書」の添付が必要です。証明書の発行は被保険者ごとに、医療保険および介護保険の被保険者証、印鑑、銀行などの振込口座が分かるものを持参し、高齢者支援課(市役所1階11番窓口)へ申請してください(証明書は後日郵送)。

問

同課☎内線2686

※基準日の翌日から2年経過すると、時効となり申請できませんのでご注意ください。

※計算期間内に医療保険や介護保険に変更があった方は、変更前の保険での自己負担額を証明する書類(自己負担額証明書)を添付して、基準日時点で加入していた医療保険者へ申請してください。